

## 地域組織における役員の責務に関する手引き

26. 12. 15 総務委員会制定

1. この手引きは、地域組織の設置運営に関する規則第10条の解説である。

【制定の趣旨：平成24年4月総務委員会から地域本部、関東甲信県支部幹事に周知された内容】

本条文は、公益社団法人として本会の県支部の役員が、技術士試験の受験指導に関わらないことと共に、地域における本会との類似業務を実施する法人役員との兼務を避けるよう努めることを求めた規定です。条文の検討過程において類似業務を明確化することは、技術士の業務範囲を狭める可能性があること、および明確化した業務以外は実施しても良いとの解釈になりかねないことから、あえて技術士の積極的倫理観にゆだねた規定にした経緯があります。この規定制定の趣旨は、技術士法に基づき設立され公益社団法人でもある日本技術士会県支部が、各県において多大な組織的影響力を有する存在であると共に、その県支部の役員である幹事も同様に多大な地域的影響力を有する重要な役職者であることを勘案したものです。

同規則第10条第1項は、本会が技術士試験の指定機関であることから、当然の責務です。

また同規則第10条第2項は、本会と類似事業を営む法人との組織的独立性の確保を求めています。各県において、特に本会と法人としての性格を一にする非営利法人（一般社団・財団法人、NPO等）の活動と本会の活動が類似していればいるほど混同されるおそれが高く、県支部の幹事はそれら法人の役員を兼務しないことが公益優先の立場から必要だと考えています。ただし特別な事情により兼務の解消に時間を要するような場合は、県支部の運営において兼務する非営利法人との類似事業の担当にはならない、又は県支部における当該類似事業に関わる審議に加わらない等、技術士として利益相反の場において厳正な組織的独立性の確保に積極的に努める必要があります。また、役職上知り得た情報について、厳格な守秘義務があることも当然のことです。

2. 第10条第1項

（役員 の 責 務）

第10条 役員は、技術士試験の受験指導を行う法人の役員を兼務しない等、指定試験機関としての公正性の確保に努めなければならない。

3. 同上の解説

- 3.1 「役員」 第6条に規定されている地域役員であって、代表幹事、副代表幹事、会計幹事、その他の幹事をいう。地域本部にあつては、代表幹事は本部長、副代表幹事は副本部長と称する（第18条）。支部にあつては、代表幹事は支部長、副代表幹事は副支部長と称する（第26条）。
- 3.2 「技術士試験の受験指導」 技術士第一次試験及び／又は技術士第二次試験に係る「受験希望者に対する試験問題予想、模擬試験、答案の添削又は面接指導等の実施」をいう。
- 3.3 「法人の役員を兼務しない等、指定試験機関としての公正性の確保に努めなければならない。」 “指定試験機関としての公正性の確保” が地域役員に課せられた責務である。法人の役員を兼務しない“等”と規定されていることから、「法人の役員を兼務しない」こ

とはあくまでも、“指定試験機関としての公正性の確保”する上で留意しなければならないことの一例である。

#### 4. 判断基準

- 4.1 日本技術士会は指定試験機関でもあることから、本会の重要役職者である地域役員は、技術士試験に係る一般者には入手が困難な何らかの情報を知り得る立場にあるように外部からは見なされる、又は期待を持たれる可能性がある。指定試験機関としては、あらぬ疑念を持たれないよう厳正に対応しなければならない。この観点から、本会の重要役職者である地域役員が受験指導に関わることは厳に慎むべきこととする。
- 4.2 前項の考えから地域役員は、受験指導を行う法人は元より任意団体であってもその役員や構成員を兼ねないようにする必要がある。構成員とは、当該団体を構成する自然人であって、正会員で構成される団体においてはその正会員を、一般・公益社団法人（以下単に「社団法人」という。）、NPO法人、株式会社等の法人においては社員を指す。
- 4.3 また、地域役員が限定的に受験指導に携わる場合、自己の活動として広報することは、厳に慎まなければならない。

#### 5. 事例

**【事例5.1】** 受験指導を営業項目に含む法人Aの文書（インターネットにより閲覧可能な文書を含む。以下の事例も同様。）に、地域役員の立場にある正会員Bの氏名が、受験指導講座の講師又は法人Aの構成員として明記されている。

上記4.1～4.3の理由により、容認されない。

**【事例5.2】** 受験指導を営業項目に含む法人Aの文書に、地域役員ではないCの名称が、受験指導講座の講師又は法人Aの構成員として明記されている。

Cは地域役員でないため、容認される。

**【事例5.3】** 個人事務所の所長であって地域役員の立場にある正会員Dが、名刺に受験指導を行う旨を明示している。

上記4.1～4.3の理由により、容認されない。

**【事例5.4】** 個人事務所の所長であって地域役員の立場にある正会員Dが、個人事務所の業務紹介の目的でホームページや案内文書等に受験指導を行う旨を明示している。

上記4.1～4.3の理由により、容認されない。

**【事例5.5】** 個人事務所の所長であって地域役員の立場にないEが、事務所の業務を記載した文書に受験指導を明記した。

Eは地域役員でないため、容認される。

**【事例5.6】** 地域役員であるFが、指導する技術士補に受験指導を行った。

FとFが指導する技術士補と間の限定的行為であるため、容認される。ただし、自己の活動として広報することは、上記4.1～4.3に触れる虞が出てくるため慎む必要がある。

**【事例5.7】** 企業内技術士会に属する地域役員でもあるGが、企業内技術士会の主催する受験指導講座の講師を務めていることが企業内において知られている。

Gが属する企業内に限定されているため、容認される。ただし、自己の業績として広報することは、上記4.1～4.3に触れる虞が出てくるため慎む必要がある。

**【事例5.8】** 企業内技術士で地域役員でもあるHが、自企業の社員に受験指導を行っていることが、企業内において知られている。

Hが属する企業内に限定されているため、容認される。ただし、自己の業績として広報することは、上記4.1～4.3に触れる虞が出てくるため慎む必要がある。

**【事例5.9】** 地域役員であるIが、あるパーティで、「後進の育成の一環として受験指導を行っている」と公言した。

パーティには外部の人も参加することがあり、上記4.1～4.3の理由により容認されない。

## 6. 第10条第2項

(役員 of 責務)

### 第10条

- 2 役員は、当該地域における業務実施に当たり、本会と類似事業を営む他の法人との混同を生じさせない等、公益社団法人として組織的独立性の確保に努めなければならない。

## 7. 同上の解説

- 7.1 「役員」は、前出3.1に同じ。
- 7.2 「類似事業」とは、本会が定款に基づき事業計画の下で実施している事業と内容的に類似する事業を指す。
- 7.3 「本会と他の法人との混同」 事情をよく知らない第三者が、他の法人を本会又は本会の一内部組織として誤認すること、又はその逆。

## 8. 判断基準

- 8.1 法人Aの認知度や社会的信用が本会より低いときに、法人Aの信用度の向上等業務上の効果を高めるために本会を利用することは、決して許されない。
- 8.2 上記8.1の考え方に基づくとともに、また極力技術士業務に制限を加えない考えから、制限する「法人」の種別において株式会社などは除外し、対象となる法人は社団法人及びNPO法人とする。
- 8.3 地域役員と他の法人の役員の双方の立場を利用して活動することは、地方自治体や民間企業等に誤認させると共に本会の信用失墜に繋がるために、その役員の兼務は厳に許されない。
- 8.4 また地域役員が、他の法人の役員でなく一構成員の場合であっても、その活動において地域組織の幹事を務めていることを表明することは、本会と当該法人との混同につながることで、そのように表明することは許されない。

- 8.5 本会との類似事業の中においても、特に技術士業務と関連の深い、①工事監査に関わる技術調査、又は②中小企業の技術指導を事業範囲とする法人（社団法人、又はNPO法人）の活動については、特に明確に区別し組織的な混同を避ける必要がある。
- 8.6 地方自治体や民間企業から、本会が特命で業務を受託するときの受託条件等の情報の他、本会の公益社団法人として入手した情報を容易に知り得る地域役員が、この情報を他の法人の活動に供することは許されない。

## 9. 事例

**【事例9.1】** 地域役員でない正会員Pが、工事監査に関わる技術調査及び／又は中小企業の技術指導を行う。

地域役員ではないことから、容認される。

**【事例9.2】** 地域役員でない正会員Qが、工事監査に関わる技術調査及び／又は中小企業の技術指導を営業項目に含む法人Rの役員を務めている。

地域役員ではないから、容認される。事例9.4に類似。

**【事例9.3】** 地域役員である正会員C'が、工事監査に関わる技術調査又は中小企業の技術指導を営業項目に含む法人（社団法人、又はNPO法人）Bの役員を務めている。

上記8.1～8.6の理由により、容認されない。

**【事例9.4】** 地域役員である正会員C'が、工事監査に関わる技術調査又は中小企業の技術指導を営業項目に含む法人（株式会社など）B'の役員を務めている。

法人が株式会社などであることから容認される。

**【事例9.5】** 工事監査に関わる技術調査又は中小企業の技術指導を営業項目に含む法人（社団法人、又はNPO法人）Bの文書に、地域役員である正会員Cの名称が明記されている。

上記8.1～8.6の理由により、容認されない。

**【事例9.6】** 工事監査に関わる技術調査又は中小企業の技術指導を営業項目に含む法人（株式会社等）Bの文書に、地域役員である正会員Cの名称が明記されている。

法人が株式会社などであることから容認される。

**【事例9.7】** 工事監査に関わる技術調査又は中小企業の技術指導を営業項目に含む法人Dの文書に、地域役員でない正会員Eの名称が明記されている。

Eは地域役員でないため、容認される。

**【事例9.8】** 地域役員である正会員Fが、名刺に地域役員であること、及び工事監査に関わる技術調査又は中小企業の技術指導を営業項目に含む法人（社団法人、又はNPO法人）に所属していることを併記した。

上記8.1～8.6の理由により、容認されない。ただし、法人が株式会社であれば容認される。

**【事例9.9】** 地域役員でないGが、名刺に、工事監査に関わる技術調査又は中小企業の技術指導を営業項目に含む法人に所属していることを明記した。

Gは地域役員でないため、容認される。

**【事例9.10】** 地域役員である正会員Hが、地域役員であることを明示している名刺と、工事監査に関わる技術調査又は中小企業の技術指導を営業項目に含む法人（社団法人、又はNPO法人）に所属していることを明示している名刺を共に示して、営業活動を行った。

上記8.1～8.6の理由により、容認されない。ただし、法人が株式会社であれば容認される。

**【事例9.11】** 地域役員である正会員Iが、工事監査に関わる技術調査又は中小企業の技術指導を営業項目に含む法人に所属している場合、当該法人の名刺には地域役員を務めていることは表示せず、表明も行わず営業活動を行った。

Iは地域役員ではあるが、所属する法人の活動に当たって、本会の地域役員を務めていることを表明していないので容認される。

**【事例9.12】** 地域役員である正会員Jは、本会与類似する事業を営む法人（社団法人、又はNPO法人）の構成員であり、本会地域組織としての活動を通して得た工事監査に関わる技術調査又は中小企業の技術指導に係る情報をその法人内に紹介する行為を行った。

上記8.1～8.6の理由により、容認されない。ただし、法人が株式会社であれば容認される。

**【事例9.13】** 地域役員である正会員Kは、本会与類似する事業を営む法人（社団法人、又はNPO法人）の構成員であり、講演会等の講師や発表者等を務める際の本人の役職紹介において、本会の地域役員であることと本会与類似する事業を営む法人の構成員であることが、文書又は口頭にて紹介された。

上記8.1及び8.4の理由により、容認されない。ただし、法人が株式会社であれば容認される。

**【事例9.14】** 地域役員である正会員Lは、本会与類似する事業を営む法人の構成員であり、地域役員として講演会等の講師や発表者等を務める際の本人の役職紹介において、本会の地域役員であることのみが文書又は口頭にて紹介された。

Lは地域役員ではあるが、本会与類似する事業を営む法人の構成員であることを表明していないので容認される。

**【事例9.15】** 地域役員である正会員Mは、本会与類似する事業を営む法人（社団法人、又はNPO法人）の構成員であり、地域役員として講演会等の講師や発表者等を務める際の本人の役職紹介において、本会与類似する事業を営む法人の構成員であることが文書又は口頭にて紹介された。

上記8.1～8.6の理由により、容認されない。ただし、法人が株式会社であれば容認される。

**【事例9.16】** 地域役員である正会員Nは、本会と類似する事業を営む法人の構成員であり、本会と類似する事業を営む法人の構成員としての活動における講演会等の講師や発表者等を務める際の本人の紹介において、本会と類似する事業を営む法人の構成員であることのみが、文書又は口頭にて紹介された。

Nは地域役員ではあるが、本会と類似する事業を営む法人の構成員の活動において、本会の地域役員であることを表明していないので容認される。

**【事例9.17】** 地域役員である正会員Oは、本会と類似する事業を営む法人（社団法人、又はNPO法人）の構成員であり、本会と類似する事業を営む法人の構成員としての活動における講演会等の講師や発表者等を務める際の本人の紹介において、本会の地域役員であることが、文書又は口頭にて紹介された。

上記8.1～8.6の理由により、容認されない。ただし、法人が株式会社であれば容認される。

**【事例9.18】** 地域役員である正会員Pは、本会と類似する事業を営む法人の役員はもとより構成員としてもそのような法人に属していない。

Pは地域役員ではあるが、本会と類似する事業を営む法人に属していないので容認される。

附則（平成26年12月15日）

本手引きは、平成26年12月15日から施行する。